

令和7年度（第1回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：令和7年7月16日（水）15時～

場所：恵庭市民会館 中会議室

<次 第>

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 挨拶

4. 委員・関係職員自己紹介

5. 部会長・副部会長の選任

6. 議 事

【協議事項】

協議1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
地域密着型サービスの基盤整備について

【報告事項】

報告1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
令和6年度事業評価について

報告2. 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

報告3. 指定介護予防支援の一部委託について

報告4. 高齢者世帯等除雪サービス事業の見直しについて

報告5. 通所型（訪問型）短期集中予防事業の廃止について

7. その他

第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備について

1. はじめに

令和5年度に策定した標記計画において、中長期的な介護ニーズの分析を基にした、介護サービス基盤整備計画を盛り込み、計画年度ごとに事業者公募を行うこととしました。

令和6年度は計画に則り、3つのサービスについて公募を行いました。下表①及び②の2つのサービスについて応募する事業者がなかったことから、整備計画の再検討を行う必要性が生じました。

2. 第9期計画における介護サービス基盤整備計画（現行）

サービスの種類	第9期		
	R6	R7	R8
① 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 36人(18人×2カ所)	公 募	サービス開始	
		公 募	サービス開始
② 小規模多機能型居宅介護 29人(1カ所)	公 募		サービス開始
③ 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム) 100人(1カ所)	公 募		サービス開始

・認知症対応型共同生活介護の整備

市内には複数の認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）がありますが、入居率は100%となっています。今後も認知症高齢者の増加傾向が続く見込みであることから、引き続き整備を行います。

・小規模多機能型居宅介護の整備

多様なサービス（訪問・通い・泊まり）を一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護を整備することで、家族の介護負担を軽減し、住み慣れた生活環境の維持に努めます。

・特定施設入居者生活介護の整備

有料老人ホーム等に入居する高齢者に対し介護サービスを提供する特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）を整備し、高齢者の多様な住まいのニーズに対応します。

※第9期計画より抜粋

3. 令和6年度公募の結果

事業所名	定員
① 認知症グループホーム	応募なし
② 小規模多機能型居宅介護	応募なし
③ 特定施設入居者生活介護	1社選定

※応募者がなかった主な理由は、地価の上昇により用地確保が困難になったため。

4. 令和7年度現在のサービス休止状況

事業所名	休止定員
地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園	2ユニット 29名
認知症グループホーム けあビジョンホーム恵庭北柏木	1ユニット 9名

※休止理由としては、介護職員の不足によるもので、休止している訪問介護事業所もあります。

5. 市内グループホーム等の待機状況

・認知症対応型共同生活介護の状況

市内グループホーム（認知症対応型共同生活介護）における入居率は、一時的な変動はあるものの、基本的に100%となっております。

また、3月～5月に確認している待機者数は、全14施設に対して70名程となっており、1施設あたり平均5名程度の待機者がいる状況です。

但し、待機者の中には複数の施設に重複して申し込んでいる方も含まれております。

事業所数	定員	入居率	待機者数	1施設あたり待機者数
14施設	198名	100%	約70名	約5名

※定員には、休止中の1ユニット(9名)を除いています。

・小規模多機能型居宅介護の状況

市内の事業所は2か所のみとなっており、入居施設ではないため待機者は発生していませんが、利用定員に対しては100%ではないため、いずれの施設も新規利用者の獲得を目指し、広報活動等を実施しているところです。

上記については、現在の状況ではありますが、将来的な推計では今後もニーズは増加することが予測されていることから、次のとおり進めていくことを考えております。

6. 令和7年度以降の予定（事務局案）

サービスの種類	第9期		
	R6	R7	R8
① 認知症グループホーム		公 募	サービス開始
② 小規模多機能型居宅介護		公 募	
③ 特定施設入居者生活介護	公募（決定）		

※令和8年度サービス開始となっていますが、実際には令和8年度中に整備を行うことから、実質的なサービス提供は令和9年度からを予定しています。

・公募の実施

令和7年度に計画していたグループホーム1ヶ所に加え、令和6年度に応募が無かったグループホーム1ヶ所、小規模多機能型居宅介護1ヶ所を併せて公募することとし、令和8年度での整備完了を目指します。

令和6年度に応募が無かった理由として、土地の確保が困難であったことや介護人材の確保に課題があったことなどが挙げられますが、利用者のニーズとしては将来的な予測も含めて必要性があると認識しているところです。

但し、状況に大きな変化がないことから、昨年度に引き続き応募が無い場合も考えられます。

・応募が無かった場合の対応

令和7年度に公募した結果、応募する事業者がいなかった施設については、令和8年度での再公募は行わず、次期計画（第10期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）において、ニーズや実現可能性を再度検討し、改めて整備計画に反映いたします。

・応募があった場合の対応

これまで課題であった人材確保に関して、既存の介護事業所においても人材不足が続いている状況を考慮して、選定委員会で新規職員の採用や、企業内での職員の柔軟な運用等を重点的に確認、審査するように進めていきたいと考えています。

7. 特定施設入居者生活介護事業者の早期指定について

・指定予定事業者からの要望について

令和6年度に公募した同サービスの指定予定事業者から、当初予定していた開設時期より早期に指定を受けたいとの要望があり、その可否について検討いたしました。

なお、要望の理由としては、介護報酬が発生しない中で多数の職員を確保していかなければならないことから、サービス開始を早めることで人件費の負担を軽減したいとのことでした。

・早期指定に係る課題について

同サービスについては、第9期計画策定時は令和8年度末までに整備を完了し、令和9年度当初からのサービス開始を予定していましたが、これを早めた場合に、以下の課題が考えられます。

○介護保険料基準額の変動

大規模な介護保険サービスが令和8年度中に開始されると、現行の介護保険料では全体の給付費を賄うことが出来ず、当初計画に無かった基金の取り崩し等が発生するなど、財政的な負担が増大する可能性があります。

・介護保険料基準額の再計算について

国が提供している利用者数や介護保険料等を推計する「見える化システム」を活用し、サービス開始時期を変更した場合の影響を再計算しました。

○変更点

- ① 特定施設入居者生活介護サービスの開設時期を4か月前倒し。
- ② 認知症グループホームの開設時期及び利用者数の推計を、現在の稼働状況や公募結果などの実態に合わせて下方修正。

・再計算結果

基準額に大幅な変動はなく、計画で算定した基準額を維持できる見込みとなりました。

計画値	再計算後の値	基準額
4,795円	4,789円	4,800円

・早期指定の可否について

上記により、開設時期を変更した場合でも、4か月程度であれば介護保険料基準額への影響はほぼ発生しないことから、12月1日を限度として指定及びサービス開始の前倒しを認めたいと考えております。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	地域における介護体制の充実
------	---------------

現状と課題 介護体制の充実に向けては、地域に必要なサービスの種類を見極め、地域ニーズに合致したサービスの基盤整備が必要である。加えて、適切な介護サービスの利用の要となるケアマネジメント機能の強化を図り、介護人材の確保を行う必要がある。
第9期における具体的な取組 ・ 地域密着型サービス等の基盤整備 ・ 介護支援専門員に対する支援と連携 ・ 介護職員の人材育成と確保
目標（事業内容、指標等） ・ 地域密着型サービス公募・指定等 ・ 介護サービス事業所の質の向上に向けたテーマを設定した研修等の実施 ・ 市内事業所と連携した介護人材確保の取り組みの実施
目標の評価方法 ● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 実施の有無により評価する

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和 6 年度
----	---------

後期（実績評価）

実施内容
・ 地域密着型サービスの指定 地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホームを各 1 ヶ所指定 施設整備の遅れから、令和 5 年度から令和 6 年度に変更となった。 ・ 事業所向けの研修会を実施した。(1 回) 令和 6 年 8 月：高齢者虐待防止に向けた取組みについて ・ 人材確保、定着に係る市内事業所へのヒアリング 運営指導、運営推進会議等の機会に事業所の人材確保に係る課題や取組を確認した。
自己評価結果【 】
自己評価結果【 ○ 】 概ね達成できた。ただ、事業所向けの研修会を 2 回予定していたが、結果として 1 回の開催となった。(令和 7 年度は 1 回を予定)
課題と対応策
・ 新たに GH、小規模多機能型生活介護、特定施設入居者生活介護を各 1 ヶ所ずつ公募したところ、GH、小規模多機能型生活介護において、応募者が無く、令和 7 年度公募予定施設と合わせて再度公募するか検討することとなった。 ・ 介護人材の不足が、各事業所の取り組みだけでは改善が進まない状況を踏まえ、令和 7 年度に外国人介護人材の活用等、人材確保や定着に係るセミナーや研修を実施する。

※ 【 】に次に基づいた評価結果を記載してください。

数値目標がある場合は、達成率（◎:80%以上、○:60～79%、△:30～59%、×:29%以下）により評価を行ってください。達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は、「◎:達成できた、○:概ね達成できた、△:達成はやや不十分、×:全く達成できなかった」の指標により自己評価を行ってください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	適切な介護保険事業の運営
現状と課題	
当市においても高齢化率の上昇は避けられない問題であり、増え続ける介護保険サービス費の抑制は重要な課題である。 適切な介護保険事業の運営、とりわけ介護給付適正化に向けた取り組みを行い、過不足のないサービスが提供されることを目指す。	
第9期における具体的な取組	
・ 要介護認定の適正化 ・ ケアプラン点検の実施 ・ 住宅改修等の点検	
目標（事業内容、指標等）	
・ 認定調査票の相互チェックの実施 ・ ケアプラン点検の実施と研修会の開催 ・ 住宅改修等の実地点検等の実施	
目標の評価方法	
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 - 実施の有無により評価する	

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和 6 年度
----	---------

後期（実績評価）

実施内容
・ 認定調査票のチェック実施数 2,401 件 ・ ケアプラン点検の実施 8 件（4 事業所） 研修会：令和 7 年 2 月に実施 ・ 住宅改修等点検実施数 点検実施数 571 件 実地点検 0 件
自己評価結果【 】
自己評価【 ○ 】 概ね達成できた。ただ、住宅改修等にかかわる実地点検においては例年 3 月頃の実施としていたが、予定が合わず、実施できない結果となった。
課題と対応策
・ ケアプラン点検に係る研修会には、実際にケアプラン点検を受けた事業所以外にも多くの事業所及びケアマネが参加しているため、引き続き実施していきたい。 ・ 各種点検や調査においては、職員の負担も大きく、詳細な確認まで手が回らない可能性がある。恵庭市では、縦覧点検や医療介護突合を国保連に委託しており、実地点検においても事務の効率化を図りながら、給付の適正化を進める必要がある。

※ 【 】に次に基づいた評価結果を記載してください。

数値目標がある場合は、達成率（◎:80%以上、○:60～79%、△:30～59%、×:29%以下）により評価を行ってください。達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は、「◎:達成できた、○:概ね達成できた、△:達成はやや不十分、×:全く達成できなかった」の指標により自己評価を行ってください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	社会参加・生きがいづくり活動の促進
------	-------------------

現状と課題
高齢者が社会との接点を持ち続けることは、結果としての介護予防の効果が期待できる。高齢者の生きがいにつながる活動の場及び機会を提供し、社会参加を促す必要がある。
第9期における具体的な取組
・ 高齢者健康増進助成券のさらなる利用による介護予防の促進
目標（事業内容、指標等）
・ 85 歳以上の介護サービス未利用者への健康増進助成券の追加交付 ・ 対象施設の拡充の検討
目標の評価方法
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 - 実施の有無により評価する

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和 6 年度
----	---------

後期（実績評価）

実施内容
・ 高齢者健康増進助成券のさらなる利用を促進し、介護予防効果の向上を図るため、85 歳以上の介護サービス未利用者へ追加の交付を行った。
自己評価結果【 】
自己評価結果【 ◎ 】 ・ 利用枚数が R5 年度比約 15%増となり外出機会が創出され介護予防につながった
課題と対応策
・ 高齢者健康増進助成券の利用促進事業については、外出機会の増加による利用枚数の上昇が介護予防に直結すると期待されることから、利用枚数向上を図るため引き続き広報・郵送などの周知を徹底していく。

※ 【 】に次に基づいた評価結果を記載してください。

数値目標がある場合は、達成率（◎:80%以上、○:60～79%、△:30～59%、×:29%以下）により評価を行ってください。達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は、「◎:達成できた、○:概ね達成できた、△:達成はやや不十分、×:全く達成できなかった」の指標により自己評価を行ってください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進
現状と課題	
当市は、地域住民が主体的に介護予防に取り組むサロン活動が盛んであり、これらの地域の活動と地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携が図られており、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができる基盤が概ね整っている。 介護と医療が必要な高齢者が増えることが予想される中、両者の連携の体制を整えることが重要である。また、介護だけではなく、障がい、生活困窮や引きこもりなど、複数の課題を抱えた家族への支援も構築する必要がある。	
第9期における具体的な取組	
・ 介護予防普及啓発事業の推進 ・ 地域介護予防活動支援事業の推進 ・ 在宅医療・介護サービスの情報の共有化の推進 ・ 重層的な相談体制の構築	
目標（事業内容、指標等）	
・ 住民主体の通いの場の拡充 ・ いきいき百歳体操サポーターの養成 ・ ICTツールの活用等による、介護と医療の連携体制の確立 ・ 重層的な支援体制の確立	
目標の評価方法	
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 - 実施の有無により評価する	

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和 6 年度
----	---------

後期（実績評価）

実施内容
・ いきいき百歳体操 実施会場（40箇所） ・ いきいき百歳体操サポーター養成講座の実施（4回開催 サポーター養成数 24名） ・ ICT ツールを用いた医療と介護連携及び重層的支援体制の試験運用開始
自己評価結果【 】
自己評価結果【 ◎ 】 いきいき百歳体操の運営体制は概ね順調に維持されている。 医療と介護連携および重層的支援体制の確立については、ICT ツールを用いた試験運用が始まり、改善点などを抽出している。
課題と対応策
・ 運営主体の高齢化や会場の確保、サポーターの後継者の確保が課題である。 ・ 連携体制については今後も試行を続け、本格運用に向けた準備を進める。

※ 【 】に次に基づいた評価結果を記載してください。

数値目標がある場合は、達成率（◎:80%以上、○:60～79%、△:30～59%、×:29%以下）により評価を行ってください。達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は、「◎:達成できた、○:概ね達成できた、△:達成はやや不十分、×:全く達成できなかった」の指標により自己評価を行ってください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	認知症施策の推進
現状と課題	
今後、増加が見込まれる認知症高齢者に対し、認知症になっても地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実と権利擁護施策が課題となっている。 ９期計画策定時に実施した在宅介護実態調査では介護者が不安に感じている介護は「認知症状への対応」が 23.8%と最も多く、認知症の理解や対応について、広く周知を図る必要がある	
第９期における具体的な取組	
・ 認知症初期集中支援推進事業の実施 ・ 認知症地域支援・ケア向上事業の実施 ・ 認知症サポーター養成事業の推進 ・ 認知症バリアフリーの推進 ・ 認知症当事者の社会参加支援	
目標（事業内容、指標等）	
・ 各事業の連携会議の実施 ・ サポーター養成講座の開催 ・ チームオレンジの立ち上げ ・ 認知症カフェの運営支援	
目標の評価方法	
● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 - 実施の有無により評価する	

取組と目標に対する自己評価シート

年度	令和 6 年度
----	---------

後期（実績評価）

実施内容
・ 認知症初期集中支援チームとの定例ケース検討会議の実施（年 12 回） ・ 認知症地域支援推進員との定例会議の実施（年 6 回） ・ 認知症サポーター養成事業の実施（15 回開催 受講者 761 名） ・ チームオレンジ立ち上げに係る関係機関との調整 ・ 認知症カフェ 2 カ所
自己評価結果【 】
自己評価結果 【 ○ 】 連携については概ね計画通り実施できた。サポーター養成については、昨年度と比較し減少が見られた。
課題と対応策
当事者参加型のつどいの場の創設を更に推進する必要がある。

※ 【 】に次に基づいた評価結果を記載してください。

数値目標がある場合は、達成率（◎:80%以上、○:60～79%、△:30～59%、×:29%以下）により評価を行ってください。達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は、「◎:達成できた、○:概ね達成できた、△:達成はやや不十分、×:全く達成できなかった」の指標により自己評価を行ってください。

地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、新規指定等の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、指定申請、指定更新、休止及び廃止をしましたのでご報告を申し上げます。

■居宅介護支援

居宅要介護者が適切な介護サービスを利用できるようケアプランの作成等の支援を受けられる

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日		令和7年5月13日
指 定 満 了 年 月 日		令和13年5月12日
事 業 者	法 人 名	株式会社YARUKA
	所 在 地	恵庭市恵み野南3丁目3番11
事 業 所	事 業 所 名	いちいケアプランステーションえにわ
	所 在 地	恵庭市有明町4丁目1番1号

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられる

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日		令和7年5月15日
指 定 満 了 年 月 日		令和13年5月14日
事 業 者	法 人 名	株式会社ビジュアルビジョン
	所 在 地	埼玉県上尾市上町1丁目1番14号
事 業 所	事 業 所 名	けあビジョンホーム恵庭
	所 在 地	恵庭市柏木町4丁目9番18号

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な人の入所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられる

<休止／2件>

休 止 年 月 日		令和7年7月1日
事 業 者	法 人 名	社会福祉法人いちはつの会
	所 在 地	恵庭市南島松6番地4
事 業 所	事 業 所 名	地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園
	所 在 地	恵庭市南島松6番地1

休 止 年 月 日		令和7年7月1日
事 業 者	法 人 名	社会福祉法人いちはつの会
	所 在 地	恵庭市南島松6番地4
事 業 所	事 業 所 名	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園
	所 在 地	恵庭市南島松6番地1

■地域密着型通所介護

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる

<新規指定／1件>

指 定 開 始 年 月 日	令和7年4月1日
指 定 満 了 年 月 日	令和13年3月31日
事 業 者	法 人 名 ホクトコアポレーション株式会社
	所 在 地 網走郡大空町女満別中央260番地20
事 業 所	事 業 所 名 ひかりサロン恵庭
	所 在 地 恵庭市恵み野里美2丁目15

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日	令和7年4月1日
指 定 満 了 年 月 日	令和13年3月31日
事 業 者	法 人 名 株式会社 SHARE
	所 在 地 札幌市中央区南10条西14丁目1番5
事 業 所	事 業 所 名 短時間デイサービス スマートライフreha恵庭
	所 在 地 恵庭市大町4丁目2番27

<休止／1件>

休 止 年 月 日	令和7年5月1日
事 業 者	法 人 名 ホクトコアポレーション株式会社
	所 在 地 網走郡大空町女満別中央260番地20
事 業 所	事 業 所 名 ひかりサロン恵庭
	所 在 地 恵庭市恵み野里美2丁目15

<廃止／1件>

廃 止 年 月 日	令和7年3月31日
事 業 者	法 人 名 株式会社 てとて・ルネッサンス
	所 在 地 旭川市近文町23丁目1178番地151
事 業 所	事 業 所 名 ひかりサロン てとて恵庭
	所 在 地 恵庭市恵み野里美2丁目15番

■介護予防支援

主に要支援の方のケアプランを作成し、介護サービス利用の支援をする

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日	令和7年4月1日
指 定 満 了 年 月 日	令和13年3月31日
事 業 者	法 人 名 社会福祉法人 恵望会
	所 在 地 恵庭市柏木町429番地6
事 業 所	事 業 所 名 恵庭市みなみ地域包括支援センター
	所 在 地 恵庭市柏木町429番地6

■訪問介護相当サービス

自宅など、利用者が日常的に生活している場を訪問して、身体介助や生活援助を提供

<指定更新／1件>

指 定 開 始 年 月 日		令和7年8月1日
指 定 満 了 年 月 日		令和13年7月31日
事 業 者	法 人 名	医療法人社団 緩和ケアクリニック・恵庭
	所 在 地	恵庭市白樺町3丁目22番1号
事 業 所	事 業 所 名	訪問介護STほすぴい
	所 在 地	恵庭市白樺町3丁目24番1号

<廃止／2件>

廃止年月日		令和7年3月31日
事業者	法人名	合同会社 ケアライフ・プランニング
	所在地	恵庭市泉町199番地
事業所	事業所名	訪問介護センターひだまり
	所在地	恵庭市泉町199番地

廃止年月日		令和7年4月30日
事業者	法人名	株式会社H.Eウェルネス
	所在地	札幌市中央区南7条西1丁目13番地
事業所	事業所名	ケア・トラスト
	所在地	北広島市中央3丁目8番4

■通所型サービスA

通所型サービスのうち、緩和した基準によるサービス

<新規指定／1件>

指 定 開 始 年 月 日		令和7年4月1日
指 定 満 了 年 月 日		令和13年3月31日
事 業 者	法 人 名	ホクトコアポレーション株式会社
	所 在 地	網走郡大空町女満別中央260番地20
事 業 所	事 業 所 名	ひかりサロン恵庭
	所 在 地	恵庭市恵み野里美2丁目15

<廃止／1件>

廃止年月日		令和7年3月31日
事業者	法人名	株式会社　てて・ルネッサンス
	所在地	旭川市近文町23丁目1178番地151
事業所	事業所名	ひかりサロン　てて恵庭
	所在地	恵庭市恵み野里美2丁目15番

指定介護予防支援の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができますと定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所(各地域包括支援センター)から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。

↓↓↓

このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
(→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。)

【令和7年6月30日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容(※)	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	10事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	13事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市きた地域包括支援センター	11事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	11事業所	1、3～9	自動更新 有

(※)委託する内容

1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付(利用者、家族への説明及び同意を得ること)
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務

高齢者世帯等除雪サービス事業の見直しについて

1. 背景

人件費の高騰及び担い手の不足並びに対象世帯の増加に伴う事業費の増大が見込まれることから、持続可能な制度とするため、近隣市の実施状況調査や関係団体と協議を行い事業内容の見直しを行います。

2. 見直し内容

(1)名称の変更

本来の実施目的は、【高齢者の閉じ込め防止】であり「家から出るために最低限必要な玄関前から公道までの通路を確保する」ことで目的は達成されます。そのため、事業名を「高齢者世帯等除雪サービス事業」から目的に沿った「高齢者世帯等玄関前除雪サービス事業」へ変更し、対外的に理解しやすいものとします。

(2)車庫前除雪の廃止、追加課金制の導入

上記のとおり、実施目的や近隣市の状況を踏まえ、従来実施してきた車庫前除雪の実施を原則廃止とし、希望者には追加で利用者負担を求めます。

・追加の利用者負担：1シーズンあたり

課税世帯：10,000円、非課税世帯：5,000円、生活保護世帯：0円

(実績)

	R4	R5	R6
利用世帯数	495	461	474
うち車庫前利用世帯数	150	93	94

(3)担い手への支払方法の変更(回数単価制→1軒単価制への変更)

現在、担い手へは回数単価制を用いて支払っているが、降雪量により出動回数が左右され、事業費の増減に影響を及ぼしていることから支払方法を出動回数単価制から、1シーズンに引き受けた世帯数に応じて単価を設ける1軒単価制へ見直しを行いました。

これにより、降雪量の増減で事業費が左右されなくなるほか、予算額の見込みを立てやすく、予算額と実績の乖離を抑えることが可能となります。

(実績)

	R4	R5	R6
利用世帯数	495	461	474
1シーズン出動回数	9,075	10,195	8,094
1世帯あたりの平均出動回数	18.3	22.1	17.1

3. スケジュール

令和7年 6月：厚生消防常任委員会(6/19)

社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会(未定)

令和7年 9月：利用者へ申込及び事業の変更点の周知(恵庭市社会福祉協議会)、広報掲載

令和7年 11月：協力者説明会(恵庭市社会福祉協議会が開催)

令和7年 12月～3月：除雪事業実施

通所型(訪問型)短期集中予防事業の廃止について

1. 背景

本事業は、介護保険法に基づき介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきました。

しかし、近年、3か月間という短期間で実施される本事業の性質から『該当者を選定しづらい』、『代替事業がある』などの理由で、利用実績が少なく「第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で見直しを進めてきたところです。

2. 各事業の利用実績

(1) 通所型(訪問型)短期集中予防事業

① 通所型

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	2	2	5
延回数	20	22	28

② 訪問型

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	0	2	0
延回数	0	6	0

(2) 代替事業

① 通所型サービス A 事業

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	76	138	149
延回数	250	574	627

② 個別健康相談(必要時に個別対応の機会)

ア. 介護保険被保険者証(65歳)または後期高齢者医療に関する資格確認書(75歳)と併せて健康相談先に関する周知文を送付

イ. 70歳訪問の実施

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援実数	219	297	286
支援延数	243	297	312

※アといずれも該当者から健康相談があった場合には、継続訪問等を実施

3. 廃止の理由

上記のとおり、『本事業の利用実績が低い』『代替事業の利用実績が増えている』ことを踏まえると本事業は介護予防事業として効果的と言えないため、代替事業の促進を前提として令和7年度をもって廃止とします。

4. スケジュール

令和7年 7月 : 社会福祉協議会 高齢者福祉・介護保険専門部会にて報告(7/16)

令和7年 8月～: 市議会厚生消防常任委員会にて報告

※報告後、関係する事業所及び地域包括支援センターに周知するとともに
ホームページへ掲載

令和8年 3月 : 恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部改正

